

●団体営事業

区分	事業名		負担率		
			国	県	その他
農業生産基盤整備・保全事業	水利施設整備事業				
	基幹水利施設保全型	対策工事	50	15	35
	地域農業水利施設保全型	対策工事 ※()は4法指定地域	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	地域用水機能増進型	ソフト事業	50	25	25
	農業水利施設保全合理化事業	※()は中山間地域等	50 (55)	15 (15)	35 (30)
	ため池整備事業	市町村営 ※10ha未満	50	1	49
	用排水施設等整備事業	市町村営 ※20ha以上	50	1	49
	特定農業用管水路等特別対策事業	特別対策事業(国営造成施設) ※吹付け材の除去復旧に限る	50	21	29
		特別対策事業	50	1	49
	国営造成施設管理体制整備促進事業	操作体制整備型	60	1	39
管理体制整備型(推進・支援事業) ※[]はH19新規地区以降適用		50	25 [1]	25 [49]	
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設維持管理適正化事業	30	30	40	
基幹水利施設管理事業	基幹水利施設管理事業 ※[]はH23新規地区以降適用	30	1~30 [1]	40~69 [69]	
農村整備事業	農業基盤整備促進事業		50 [55]	—	50 [45]
	集落基盤整備事業	定率助成 ※[]は中山間等	100 (定額)		
		農業生産基盤整備及び集落基盤整備	50	1	49
	農業集落排水事業	実施設計の策定	50	1	49
		施設等の整備又は改築 ※県の嵩上げは農業集落排水整備推進交付金	50	—	50
		施設等の調査及び計画の策定	50	1	49
	最適整備構想の策定	100 (定額)	—	—	
中山間総合整備事業		55	1	44	

●非公共事業

事業名			負担率		
			国	県	その他
農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金 (基盤整備)	一般地域	基盤整備 ※()はH21新規地区まで適用	50	0 (15)	50 (35)
		農用地等集団化事業のうち換地等調整と 交換分合	50	0	50
		地形図作成業務	50	0	50
	中山間地域	基盤整備 ※()はH21新規地区まで適用	55	0 (15)	45 (30)
		農用地等集団化事業のうち換地等調整と 交換分合	55	0	45
		地形図作成業務	55	0	45
中山間地域等直接支払交付金事業	4法指定地域	1/2	1/4	1/4	
	知事特認地域	1/3	1/3	1/3	
多面的機能支払交付金事業	農地維持支払交付金	1/2	1/4	1/4	
	資源向上支払交付金	1/2	1/4	1/4	
農地・水保全管理支払交付金事業	復旧活動支援交付金	1/2	1/4	1/4	